

平成 28 年

## 第 2 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 28 年 8 月 2 日

閉 会 平成 28 年 8 月 2 日

大 津 町 議 会

## 平成 2 8 年第 2 回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
8 月 2 日	火	午前 10 時	本会議	開会、提案理由の説明、 議案質疑、討論、表決、 閉会	
会 期				1 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

討 論

表 決

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更について
- 議会行事報告
- 平成27年度大津町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 平成27年度大津町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 専決処分の報告について（1件）
- 大津町財政事情公表
- 平成27年度大津町工業用水道事業業務状況報告書
- 株式会社熊本文化の森報告事項第24期事業報告書
- 平成28年3月例月出納検査の結果について
- 平成28年5月例月出納検査の結果について

# 平成28年第2回大津町議会定例会会議録

平成28年第2回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第1日)

平成28年8月2日(火曜日)

出席議員	1番 金田 英樹      2番 豊瀬 和久      3番 佐藤 真二 4番 松田 純子      5番 桐原 則雄      7番 本田 省生 8番 府内 隆博      9番 吉永 弘則      10番 源川 貞夫 11番 坂本 典光      12番 手嶋 靖隆      14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦      16番 大塚 龍一郎																																				
欠席議員	13番 永田 和彦																																				
職務のため出席した事務局職員	局長 豊住 浩行 書記 佐藤 佳子																																				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>家入 勲</td> <td>兼 会計管理課 長</td> <td>中野 正継</td> </tr> <tr> <td>副町 長</td> <td>田中 令児</td> <td>兼 総務課 長</td> <td>宮崎 俊也</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>杉水 辰則</td> <td>兼 総務課 長</td> <td>本司 貴大</td> </tr> <tr> <td>住民福祉部長</td> <td>本郷 邦之</td> <td>兼 総務課 長</td> <td>齊藤 公拓</td> </tr> <tr> <td>経済部長</td> <td>松岡 秀雄</td> <td>兼 総務課 長</td> <td>市原 紀幸</td> </tr> <tr> <td>土木部長 併任工業用水道課長</td> <td>大塚 敏弘</td> <td>兼 総務課 長</td> <td>田上 克也</td> </tr> <tr> <td>総務部総務課長</td> <td>藤本 聖二</td> <td>兼 総務課 長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部財政課長</td> <td>羽熊 幸治</td> <td>兼 総務課 長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部税務課長</td> <td>上田 ゆかり</td> <td>兼 総務課 長</td> <td></td> </tr> </table>	町 長	家入 勲	兼 会計管理課 長	中野 正継	副町 長	田中 令児	兼 総務課 長	宮崎 俊也	総務部長	杉水 辰則	兼 総務課 長	本司 貴大	住民福祉部長	本郷 邦之	兼 総務課 長	齊藤 公拓	経済部長	松岡 秀雄	兼 総務課 長	市原 紀幸	土木部長 併任工業用水道課長	大塚 敏弘	兼 総務課 長	田上 克也	総務部総務課長	藤本 聖二	兼 総務課 長		総務部財政課長	羽熊 幸治	兼 総務課 長		総務部税務課長	上田 ゆかり	兼 総務課 長	
町 長	家入 勲	兼 会計管理課 長	中野 正継																																		
副町 長	田中 令児	兼 総務課 長	宮崎 俊也																																		
総務部長	杉水 辰則	兼 総務課 長	本司 貴大																																		
住民福祉部長	本郷 邦之	兼 総務課 長	齊藤 公拓																																		
経済部長	松岡 秀雄	兼 総務課 長	市原 紀幸																																		
土木部長 併任工業用水道課長	大塚 敏弘	兼 総務課 長	田上 克也																																		
総務部総務課長	藤本 聖二	兼 総務課 長																																			
総務部財政課長	羽熊 幸治	兼 総務課 長																																			
総務部税務課長	上田 ゆかり	兼 総務課 長																																			

## 会 議 に 付 し た 事 件

承認第 2 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町税条例等の一部を改正する条例)
承認第 3 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
承認第 4 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例)
承認第 5 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町税災害減免条例の一部を改正する条例)
承認第 6 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町「平成 2 8 年熊本地震」に係る災害被災者に対する町民税等の減免の特例に関する条例)
承認第 7 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町「平成 2 8 年熊本地震」に係る災害被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例)
承認第 8 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成 2 7 年度大津町一般会計補正予算 (第 7 号))
承認第 9 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成 2 7 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号))
承認第 1 0 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成 2 8 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 号))
承認第 1 1 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成 2 8 年度大津町一般会計補正予算 (第 2 号))
承認第 1 2 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成 2 8 年度大津町一般会計補正予算 (第 3 号))
承認第 1 3 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成 2 8 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号))
承認第 1 4 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成 2 8 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 1 号))
承認第 1 5 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成 2 8 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号))

承認第 1 6 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成 2 8 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号))
承認第 1 7 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成 2 8 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号))
議案第 3 6 号	平成 2 8 年度大津町一般会計補正予算 (第 4 号) について
議案第 3 7 号	平成 2 8 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 2 号) について
議案第 3 8 号	平成 2 8 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
同意第 3 号	大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
発議第 2 号	「被災者生活再建支援法の改正を求める意見書」の提出について
発議第 3 号	「平成 2 8 年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書」 の提出について
発議第 4 号	「行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書」の提出につい て
発議第 5 号	「県道 3 3 9 号北外輪山大津線 (通称ミルクロード) の拡張と集落付近に歩道の 整備を求める意見書」の提出について

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 8 年 8 月 2 日 (火) 午前 1 0 時 開会  
開議

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 承認第 2 号 専決処分を報告し承認を求めることについて  
(大津町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 承認第 3 号 専決処分を報告し承認を求めることについて  
(大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 承認第 4 号 専決処分を報告し承認を求めることについて  
(大津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 承認第 5 号 専決処分を報告し承認を求めることについて  
(大津町税災害減免条例の一部を改正する条例)
- 日程第 9 承認第 6 号 専決処分を報告し承認を求めることについて  
(大津町「平成 2 8 年熊本地震」に係る災害被災者に対する町民税等の減免の特例に関する条例)
- 日程第 1 0 承認第 7 号 専決処分を報告し承認を求めることについて  
(大津町「平成 2 8 年熊本地震」に係る災害被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例)
- 一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 1 1 承認第 8 号 専決処分を報告し承認を求めることについて  
(平成 2 7 年度大津町一般会計補正予算 (第 7 号))
- 日程第 1 2 承認第 9 号 専決処分を報告し承認を求めることについて  
(平成 2 7 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号))
- 日程第 1 3 承認第 1 0 号 専決処分を報告し承認を求めることについて  
(平成 2 8 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 号))
- 日程第 1 4 承認第 1 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて  
(平成 2 8 年度大津町一般会計補正予算 (第 2 号))
- 日程第 1 5 承認第 1 2 号 専決処分を報告し承認を求めることについて  
(平成 2 8 年度大津町一般会計補正予算 (第 3 号))
- 日程第 1 6 承認第 1 3 号 専決処分を報告し承認を求めることについて



- (平成28年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号))
- 日程第17 承認第14号 専決処分を報告し承認を求めることについて  
(平成28年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号))
- 日程第18 承認第15号 専決処分を報告し承認を求めることについて  
(平成28年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号))
- 日程第19 承認第16号 専決処分を報告し承認を求めることについて  
(平成28年度大津町農業集落排水特別会計補正予算(第1号))
- 日程第20 承認第17号 専決処分を報告し承認を求めることについて  
(平成28年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))  
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第21 議案第36号 平成28年度大津町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第22 議案第37号 平成28年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第23 議案第38号 平成28年度大津町介護保険特別会計補正予算(第2号)について  
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第24 同意第3号 大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて  
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第25 発議第2号 「被災者生活再建支援法の改正を求める意見書」の提出について
- 日程第26 発議第3号 「平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書」の提出について
- 日程第27 発議第4号 「行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書」の提出について  
一括上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第28 発議第5号 「県道339号北外輪山大津線(通称ミルクロード)の拡張と集落付近に歩道の整備を求める意見書」の提出について  
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第29 人権擁護委員の答申について 質疑、討論、表決

日程第30	平成28年度議員派遣について	議決
日程第31	委員会の閉会中の継続審査申出書について	議決

午前9時58分 開会

開議

○議長（大塚龍一郎君） ただいまから、平成28年第2回大津町議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

#### 日程第1 議席の指定について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第1 議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定いたします。

#### 日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番源川貞夫君、11番坂本典光君を指名いたします。

#### 日程第3 会期の決定について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りとする  
ことに決定いたしました。

#### 日程第4 諸般の報告

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4 諸般の報告をします。

永田和彦君より欠席の届出があつてますので、ご報告いたします。

なお、本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

#### 日程第5 承認第2号から日程第10 承認第7号まで一括上程・提案理由の説明・質疑・ 討論・表決

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第5、承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例の一部を改正する条例）から、日程第10、承認第7号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町「平成28年熊本地震」に係る災害被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例）までの6件を一括して議題といたします。

お諮りします。

承認第2号から承認第7号までの6件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号から承認第7号までの6件は、委員会付託を省略することに決定いたしました、

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。4月に発生いたしました平成28年熊本震災におきまして、亡くなられた方のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災に遭われた皆さま方にお見舞いを申し上げます。

今回、立て続けに発生しました2度の地震により、庁舎をはじめ、公共施設、家屋の倒壊や道路、橋梁の損壊等で甚大な被害が発生しております。地震発生後、ただちに災害対策本部を設置し、避難所の設置、運営にあたり被害状況の把握を行い、地域の役員、消防団員等の活動で町民の生活支援に全力で取り組んだところであります。住宅や事業所などの建物に被害を受けられた方は、いまだに不安な生活を強いられておられます。町民の皆さんが1日も早く生活再建できますよう、国・県、関係団体等のご支援を賜りながら、職員一丸となり最大限の支援を行ってまいります。

今回の震災対応にあたりましては、多くの町民の皆さんにボランティア活動をはじめ、避難所運営などにご尽力いただいております。感謝申し上げます。

もとより、議員各位におかれましても発災当初からそれぞれの立場で避難者の支援等に多大なご尽力を賜っていることに厚くお礼申し上げます。

今回の震災による災害復旧事業等莫大な行政需要が生じることで危機的な財政状況に陥ることが懸念されます。今後、財政面で安心感をもって復旧・復興にしっかり取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要です。このため、新たな補助制度の創設や補助率の嵩上げなどの財政措置にかかる特別な立法措置や地方負担の金額を特別交付税で賄うための措置など、財政負担に関わる特別の措置を講じていただくよう総務省、農水省、国交省及び文科省に赴き要望をしております。今後1日も早い復旧・復興に向けて全力で取り組んでまいります。議会をはじめ、町民の皆さん方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

承認第2号から第7号までは、専決処分を報告し承認を求めること案件でございます。承認第2

号については、大津町税条例等の一部を改正する条例及び承認第3号については、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布・施行されることに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

承認第4号については、大津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、条例の一部を改正したものでございます。

承認第5号については、大津町税災害減免条例の同条第3項の税災害減免条例の一部を改正する条例については、熊本震災の発生を受け、大津町税災害減免条例に軽自動車税の減免規定を新たに追加するものでございます。

承認第6号について、大津町「平成28年熊本震災」に係る災害被災者に対する町民税等の減免の特例に関する条例及び承認第7号については、大津町「平成28年熊本震災」に係る災害被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例につきましては、平成28年熊本震災で被災した納税義務者に対し、罹災証明の判定に基づく町民税等の軽減または免除を実施するため、条例を制定するものでございます。

承認第2号から承認第7号までの案件は、地方自治法第96条第1項1号の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので、同法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） おはようございます。

承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例等の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

議案集の1ページをお願いします。地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月29日に成立し、4月1日から施行されたため、大津町税条例等の一部を改正する条例についても、平成28年3月31日に専決処分を行ったもので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正の主なものは、法人町民税の法人税割の税率の引き下げ、医療費控除の特例の創設、軽自動車税の環境性能割の導入及びグリーン化特例の1年延長となっております。

改正条例は、全部で3条からなっており、1条で大津町税条例の一部を改正しています。第2条は、議案集の13ページをお願いいたします。平成26年の大津町税条例等の一部を改正する条例の改正となっております。第3条は、14ページをお願いいたします。平成27年の大津町税条例等の一部を改正する条例の改正となっております。

改正の概要につきましては、説明資料集でご説明申し上げます。

説明資料集の1ページをお願いいたします。改正条例第1条関係でございます。第18条の2の改

正は、行政不服審査法の改正に伴う所要の改正でございます。

第18条の3第19条の改正は、軽自動車税の名称変更等に伴う納税証明事項書等の所要の改正でございます。

2ページをお願いいたします。第34条の4の改正は、法人町民税の法人税割の税率の引き下げに関するもので、平成26年度に地域間の税源の偏在性を是正し、財源力格差の縮小を図るため、法人住民税の法人税割の税率を12.3%から9.7%に引き下げ、新たに国税として地方法人税を創設し、国の税収増加分を地方交付税の原資として地方に配分する仕組みが導入されました。今回の改正は、法人住民税の法人税割のさらに9.7%から6%に引き下げることとしたものでございます。

第43条、第48条及び第50条の改正は、国税に係る最高裁判決に準拠し、地方税の延滞金の取り扱いについて改正されたもので、減額更生されたものが、当初の税額に満たない範囲で再度増額更生された場合には、延滞金を課さないこととされたものでございます。

第56条及び第59条の改正は、独立行政法人改革に伴う所要の改正となっております。

3ページをお願いいたします。第80条から6ページの第91条までの改正は、軽自動車税の環境性能割の導入及びグリーン化特例の1年延長に関する改正でございます。環境性能割とは、車体課税の見直しにより、これまで県税の自動車取得税が廃止され、代わりに軽自動車の取得価格に税率を掛け、町の税金としたものでございます。また、環境性能割という名前のおり、燃費性能の良い車は税負担が軽くなり、燃費性能の悪い車は税負担が重くなるという性質を持っております。

第81条の3は、環境性能割の課税標準に関する規定となっておりますが、新車の場合、販売業者等から購入する販売価格に相当する金額で、中古車は、新車価格に残価率を乗じて算定した金額となっており、免税点は50万円となっております。税率については、81条の4で規定しており、3輪以上の軽自動車を取得した場合、国の燃費基準の達成度合いに応じて、非課税、取得価格の1%、2%、3%の4段階で課税するものですが、附則15条の6で、当分の間、税率の特例により税率の上限は取得価格の2%になります。区分、税率につきましては、表の区分のおりでございます。

5ページをお願いいたします。第81条の5は、環境性能割の徴収は、申告納付とし、第81条の6で申告納付の義務化について、さらに第81条の7で不申告に対する過料について規定しております。

また、81条の8で、広域のため直接使用する場合は環境性能割を減免することができるとしております。

第82条から6ページをお願いいたします。第91条までは軽自動車税の名称変更等に伴う所要の改正となっております。

附則第6条の改正は、医療費控除の特例を創設したもので、所得税、住民税の申告の際に、従来の医療費控除に加え、新たに「スイッチOTC薬」の購入費用が控除の対象となるものです。控除の対象となる「スイッチOTC薬」とは、これまでは医師の処方箋によらなければ使用できなかった医薬品で、使用実績があり、副作用の心配が少ないなどの要件を満たした医薬品を処方箋なしで薬局で購入できるよう、一般医薬品として認可されたものでございます。その購入費用が年間1万2千円を超

える額が所得控除となるものです。ただし、購入費用は年間10万円が限度で、最高8万8千円が所得控除になるものですが、従来の医療費控除との併用はできず、また定期健康診断やがん検診等の検診または予防接種を受けていることが要件となります。この特例条項は、平成30年1月1日からの施行となり、平成30年度から34年度までの申告が対象となります。

附則第10条の2の改正は、平成24年度に導入された「わがまち特例」に関して、新たに太陽光発電設備など、自然エネルギー関係の設備で、6種類について追加するもので、7ページをお願いいたします。

特例割合につきましては、それぞれ課税標準の2分の1から5分の4まで、国の参酌標準の割合を適用し、3年間から5年間適用するとしています。

附則第10条の3の改正は、熱損失防止改修住宅、いわゆる省エネ改修に対する固定資産税の減額措置につきまして改修工事費用が50万円以上であることが要件となっており、今回の改正により、この改修工事費用については、国及び地方公共団体からの補助金を差し引いた自己負担額とするものです。

8ページをお願いいたします。附則第15条の2から15条の5の改正は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収については、当分の間、県が賦課徴収することを定めたもので、町は、徴税事務費として税収の5%を県に納付することになります。

規則第16条の改正は、平成28年度限りの適用となっていましたグリーン化特例について1年延長し、平成29年度まで適用することを定めたものです。

以上が1条関係の改正内容となっています。

議案集の13ページ、14ページをお願いいたします。第2条及び第3条は、今回の改正に伴う附則等の整理のための所要の改正となっております。

議案集の15ページをお願いいたします。附則第1条で、この条例は、第1号から第3号までの規定を除き、平成28年4月1日から施行することと定めています。

第1号では、延滞金に関する規定などについては、平成29年1月1日から適用することとし、第2号では、法人税割の改正規定並びに軽自動車税に関する改正規定などについては、平成29年4月1日から適用することとし、第3号では、医療費控除の特例に関する改正規定は平成30年1月1日から適用することとしています。

16ページの第2条から18ページの第4条までは、今回の改正に伴う経過措置について定めています。

以上、よろしく願い申し上げます。

続きまして、承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

議案集の19ページをお願いいたします。地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことにより、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についても平成28年3月31日に専決処分を行ったもので、地方自治法第179条第

3項の規定によりまして報告し、承認を求めるものでございます。

改正の概要についてご説明申し上げます。

説明資料集の45ページをお願いいたします。改正内容につきましては、国民健康保険税の医療給付費分と後期高齢者支援金分の世帯当たりの課税限度額の引き上げ、均等割・平等割の5割、2割軽減の軽減判定基準額の改正となっております。

課税限度額の引き上げにつきましては、医療給付分が52万円を54万円へ、後期高齢者支援金分が17万円を19万円に改正し、介護納付金とあわせまして限度額を89万円にするものです。

軽減判定の基準額の改正につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定を基礎控除額33万円に被保険者数に特定同一世帯所属者数を加えた数に26万円を乗じて加えた額を基準としておりますが、今回26万円を26万5千円、2割軽減の対象となる軽減判定所得の算定は、47万円を48万円に引き上げるものです。

議案集の20ページをお願いいたします。附則第1条で、この条例は平成28年4月1日から適用することとし、第2条で、改正後の規定は平成28年度以降の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までは従前の例によるとしております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、承認第4号、専決処分を報告し、承認を求めることについて（大津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

議案集の21ページをお願いいたします。行政不服審査法等の公布施行により、大津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についても、平成28年3月31日に専決処分を行ったもので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして報告し、承認を求めるものでございます。

22ページをお願いいたします。行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、3月議会で提案、議決をいただいたものですが、その後、改正条例の適用関係で変更通知が来たことにより、専決処分をさせていただいたものです。

改正内容は、附則第3項で改正条例の適用関係で、平成28年度以後の固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出について適用することとしていましたが、今回の改正では、平成28年4月1日以後に固定資産課税台帳に登録された価格の公示がなされたもの、または、固定資産価格が修正され、固定資産課税台帳に登録され、納税義務者に通知された場合について適用することとしたものです。

附則で、この条例は4月1日から施行することとしております。

続きまして、承認第5号、専決処分を報告し、承認を求めることについて（大津町税災害減免条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

議案集の23ページをお願いいたします。平成28年熊本地震により、急施を要した大津町税災害減免条例の一部を改正する条例について、平成28年5月10日に専決処分を行ったもので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして報告し、承認を求めるものでございます。

議案集の24ページをお願いいたします。第4条の次に、第4条の2として、軽自動車税の減免の

条項を加えたもので、災害により滅失または使用不能となった軽自動車等について、当該年度分の軽自動車税について全額免除するというものです。

附則で、公布の日から施行し、4月1日から適用するとしております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、承認第6号、専決処分を報告し、承認を求めることについて(大津町「平成28年熊本地震」に係る災害被災者に対する町民税等の減免の特例に関する条例)についてご説明を申し上げます。

議案集の25ページをお願いいたします。平成28年熊本地震により、急施を要した災害被災者に対する町民税等の減免の特例に関する条例について、平成28年7月1日に専決処分を行ったもので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして報告し、承認を求めるものでございます。

議案集は26ページから、説明資料集は51ページからご参照をお願いいたします。

第1条で、平成28年熊本地震による被害者に対しては、大津町税災害減免条例によらず、今回の特例条例を適用することとしております。

第2条で、災害で被災された方について、被災の程度により町民税の軽減または免除の割合を明示するとともに、被害を受けた納税義務者に対し、最も減免が大きくなる号を適用することとしております。

第1号で、災害被害で死亡した場合及び第2号で、災害被害で生活扶助を受けることとなった場合は、全部免除。第3号で、災害被害で障害者となった場合は、10分の9、第4号で、災害被害で事業収入等が減少した場合は、前年の合計所得などにより、10分の2から全部。

議案集の27ページをお願いいたします。第5号で、災害被害で住宅が半壊以上と認定された場合、前年の合計所得などにより8分の1から全部を減免することとしております。

議案集の28ページをお願いいたします。第3条で、固定資産税の減免を規定しており、第1項で土地について、第2項で償却資産及び家屋について、損害を受けたそれぞれの固定資産に対し、損害の割合に応じ、10分の4以上を軽減することとしております。

29ページをお願いいたします。特に家屋につきましては、現在行っております、家屋被害認定調査の結果に準じた損害割合としているところでございます。

第4条で、減免の申請について規定していますが、申請は平成29年3月31日までを基本としていますが、遠方に避難し連絡が取れない場合や、高齢で手続きが難しい場合等も想定されることから、職権による減免もできるとしております。

第5条で、この条例による特例の除外として、軽自動車税の減免及び家財の被害に係る住民税の減免に関しては、今回制定した特例条例ではなく、平成16年に制定した大津町税災害減免条例の定めによることとしております。

第6条で、減免の取り消しについて規定しております。虚偽及び不正な行為により減免を受けた場合や平成27年分の修正申告を行って収入減少の要件に該当しなくなった場合に減免を取り消すこととしております。



30ページをお願いいたします。附則で、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月14日から適用することとしております。

続きまして、承認第7号、専決処分を報告し、承認を求めることについて（大津町「平成28年熊本地震」に係る災害被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例）についてご説明を申し上げます。

議案集の31ページ、説明資料集は53ページをお願いいたします。平成28年熊本地震により、急施を要した災害被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例について、平成28年7月1日に専決処分を行ったもので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして報告し、承認を求めるものでございます。

議案集の32ページをお願いいたします。第1条で、平成28年熊本地震による被害者に対しては、大津町国民健康保険税災害減免条例によらず、今回の特例条例を適用することとしております。

第2条で、災害で被災された方について、被災の程度により国民健康保険税の軽減または免除の割合を明示するとともに、被害を受けた納税義務者に対し、最も減免が大きくなる号を適用することとしております。

第1号で、災害被害で主たる生計維持者が死亡した場合、及び第2号で、行方不明になった場合は、全部免除。

第3号で、災害で主たる生計維持者の事業収入等が10分の3以上減少した場合、前年の合計所得などにより10分の2から全部。

34ページをお願いいたします。第4号で、災害により住宅が半壊以上と認定された場合、全壊は全部免除、半壊及び大規模半壊は2分の1を減免することとしております。

第5号で、災害で主たる生計維持者以外の被保険者が行方不明者の場合は、行方不明者以外の被保険者で算定した保険税との差額を軽減することとしております。

第3条で、減免の申請について規定していますが、申請は平成29年3月31日までを基本としていますが、遠方に避難し連絡が取れない場合や、高齢で手続きが難しい場合等も想定されることから、職権による減免もできることとしております。

35ページをお願いいたします。第4条で、減免対象とならない保険税について規定しており、国民健康保険への加入手続きが行われなかったため、遡及して保険税が課される場合に発生する平成28年3月分以前の保険税については、今回の軽減または免除の対象とはならないこととしております。

第5条で、減免の取り消しについて規定しており、虚偽及び不正な行為により減免を受けた場合や平成27年分の修正申告を行って収入減少の要件に該当しなくなった場合に減免を取り消すこととしております。

附則で、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月14日から適用することとしております。  
以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） これで提案理由の説明終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 承認の第6号と第7号についてお伺いたします。

この6号と第7号、いずれもそうですが、減免の制定ですね、についての定義がなされておりませんが、遠方に避難された方、連絡が取れない、あるいは、高齢者の方で手続きがわからないという方も想定されていると思うんですよ。職権による減免ができると示されておりますが、具体的に、この職権による減免とはどのような場合を想定されているのかお尋ねいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 荒木議員のご質問にお答えいたします。

職権によるその減免のことができるというのをいってございますけれども、どういう場合を想定しているかということですが、現在、家屋の認定調査を行っております。この関係で、全壊、大規模半壊、半壊と、こういったことで認定がもううちのほうでわかっている部分がございます。こういったものにつきましては、うちのほうで職権による免除をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） ということは、いわゆる半壊以上であればいわゆる罹災証明書がだされた方ということで、自動的に職権によって減免をして、その通知するというで、それに別に町民の立場からすれば現場のほうで手続き減免をして通知がしてもらえというふうに理解をしてよろしいか、もう一度お尋ねをします。

それから、いわゆる一部損壊ですね、いわゆる一部損壊と判定された家はもう半壊とほとんど変わりはない、判定で言うなら案件が相当見受けられると考えられます。この一部損壊の方々がこうした減免を受けられる、とりわけ住宅被害によってですね、これを見る限りはですね、よほど就労でも減らない限りは減免の恩恵というのか、を受けるのが不可能ではなかろうかと思っておりますけど、どのように理解をしたらよろしいでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 荒木議員の再質問にお答えいたします。

減免の申請の関係でございますけども、高齢者の方とか、なかなか申請には来られない方もたくさんおられるかと思っております。基本的には、この減免の申請につきましては、こちらのほうからご案内の文章を差し上げたいと思っております。それで返ってこない場合はですね、こちらのほうからもうすべて職権で減免をしていきたいというふうに考えております。基本はもう本人の申請ということになっておりますので、申請されない場合にはこちらから職権にさせていただきたいというふうに考えております。

それから、一部損壊の家屋からにつきましてはですね、残念ながら今のところですね、規定では入っておりませんので、今回のその災害の減免条例ではですね、家屋の被害だけで減免するという規定にはなっておりません。この損壊を受けて、例えば、事業収入がもう減ったとかですね、何らかのその所得が減ったということの要件なりに該当すれば、先ほど言いましたように、10分の3以上の所

得がいればそれにも応じて減免することは可能だということにはなっております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 第6号は町民税等の減免、7号は国民健康保険税の減免ですが、今回、この減免を被災された方に減免設定をするというので、税の減収分については、国や県からの何らかの措置がなされるのかどうか、最後に確認したいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 荒木議員のご質問にお答えいたします。

町民税、あるいは国民健康保険税の減収に対する何らかの財源措置が行われるのかということでございますけれども、まず、国民健康保険税につきましては8割、特別調整交付金として見てくれるというようなお話になっております。それから、町民税につきましては、そういった制度はございませんけれども、ただ歳入欠陥債というような起債がございます。これにつきましては、歳入欠陥債につきましては、借り入れてそれを返すときにですね、返すときに元利償還の57%を特別交付税で見てくれるというような制度がございます。ただ東日本大震災ではですね、これが57%が75%まで引き上げられたというようなお話を聞いておりますので、今県を通じて何らかの財源措置ですね、引き上げ、嵩上げ、これにつきましても今要望しているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 承認第2号と同7号についてお尋ねします。

この第2号の件ですが、先日の全員協議会で説明があった際に、この法人税の減収ですね、減収が想定されるということで、大体その予想額というのはどんなものかということをお尋ねして、そのときはわからないという答えだったんですけども、それがもしもわかれば教えていただきたいというのが1つです。

それから、この6号、7号ですけども、じゃあ専決という形でできているわけなんですけれども、ほかのやつは国のほうの法律変更にしたがって対応してきたという、どちらかというとな需要的なものというふうに感じられるんですが、これに関して町の意味として出てきていると思うので、これが専決も、急がなければならなかった理由というところについてですね、補足的な説明をいただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、法人税のほうの減収分についてどれくらいあるかということでございます。平成27年度の実績に応じてのものでございますけれども、平成27年度が法人税割が3億1千200万円ほどございます。これが9.7%の税率でございましたので、これを6%に換算しますと1億1千900万円ほどの減収ということになります。ただこの減収した分につきましては、交付税の標準税収入額が減るということですので、その分は交付税で見てくれるということになりますから、実際は、その25%分の約3千万円ぐらいです。こちらのほうが要するに、交付税で見れない分ということになります。

減収が約3千万円ぐらいあるということです。それとなぜ専決したかということでございますけども、町民税等につきましては、もう納付書を発送しておりますので、早く皆さん方に通知をするとともに、徹底をするとともにですね、早く減免についてもお知らせしたいということで、今回専決をさせていただいたということでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、承認第2号は、承認することに決定いたしました。

次に、承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、承認第3号は、承認することに決定いたしました。

次に、承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、承認第4号は、承認することに決定いたしました。

次に、承認第5号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税災害減免条例の一部を改正する条例）を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

次に、承認第6号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町「平成28年熊本地震」

に係る災害被災者に対する町民税等の減免の特例に関する条例)を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって、承認第6号は、承認することに決定いたしました。

次に、承認第7号、専決処分を報告し承認を求めることについて(大津町「平成28年熊本地震」に係る災害被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例)を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長(大塚龍一郎君) 起立全員です。したがって、承認第7号は、承認することに決定いたしました。

#### 日程第11 承認第8号から日程第20 承認第17号まで一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第11、承認第8号、専決処分を報告し承認を求めることについて(平成27年度大津町一般会計補正予算(第7号))から日程第20、承認第17号、専決処分を報告し承認を求めることについて(平成28年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))までの10件を一括して議題とします。

お諮りします。

承認第8号から承認第17号までの10件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(大塚龍一郎君) 異議なしと認めます。したがって、承認第8号から承認第17号までの10件は、委員会付託を省略することに決定いたしました、

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 提案いたしました承認案件につきましてご承認いただきまして誠にありがとうございます。

続きまして、承認第8号から第17号につきましても専決処分を報告し承認を求める案件でございます。

まず、承認第8号については、平成27年度大津町一般会計補正予算(第7号)につきましては、今回の補正は、地方交付税と地方譲与税の確定に伴う補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1千451万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を138億1千462万4千円としたものでございます。

承認第9号については、平成27年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、今回の補正は、国・県支出金、療養給付金等交付金の確定に伴う補正が主なものであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9千607万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億3千990万5千円としたものでございます。

承認第10号については、平成28年度大津町一般会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正は、平成28年熊本地震に伴う補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億4千536万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を132億940万9千円としたものでございます。

承認第11号については、平成28年度大津町一般会計補正予算（第2号）につきましては、今回の補正は、平成28年熊本地震に伴う補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ22億5千826万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を154億6千767万円としたものでございます。

承認第12号については、平成28年度大津町一般会計補正予算（第3号）につきましては、今回の補正は、平成28年熊本地震に伴う補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億9千78万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を160億5千845万1千円としたものでございます。

承認第13号については、平成28年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正は、平成28年熊本地震による被災者に対する健康保険料等の減免事務に伴う補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ57万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億1千301万9千円としたものでございます。

承認第14号については、平成28年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正は、平成28年熊本地震に伴う補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千625万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億4千702万2千円としたものでございます。

承認第15号については、平成28年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正は、平成28年熊本地震による被災者に対する介護保険料等の減免事務に伴う補正が主なもので、既定の歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を23億5千953万1千円としたものでございます。

承認第16号は、平成28年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）につきましても、今回の補正は、平成28年熊本地震に伴う補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4千190万1千円としたものでございます。

承認第17号については、平成28年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正も平成28年熊本地震による被災者に対する保険料等の減免事務に伴う補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を2億7

千987万9千円としたものでございます。

承認第8号から承認第17号までの事案は、地方自治法第218条第1項の規定による議決事件ですが、急施を要したので同報第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以上、承認案件の提案理由の説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 承認第8号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成27年度大津町一般会計補正予算（第7号））についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて別紙補正予算の概要をご参照ください。

第1条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億1千451万8千円を追加し、予算の総額を138億1千462万4千円とするものです。

第2条で、繰越明許費の補正を「第2表繰越明許費補正」のとおりといたしております。

今回の補正の主な内容は、地方交付税と地方譲与税等の確定に伴うもので急施を要したため、3月31日に専決処分をした予算を報告し、承認を求めるものでございます。

8ページをお願いいたします。繰越明許費の補正でございますが、いずれも国の補正予算に伴うものでございますが、子ども・子育て支援システム改修事業につきましても、制度の内容が複雑化しており、7月まで改修が必要になったことによるものでございます。

歳入からご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。補正予算の概要は1ページをお願いいたします。款2の地方譲与税から15ページの款10、地方交付税までは、いずれも交付額の確定に伴うものでございます。地方交付税の増額は、特別交付税の3月交付分の増額です。これは普通交付税によって精算されなかった法人町民税の過年度分の一部などが措置されております。

款14、項2、目5、総務費国庫補助金、節1の通知カード個人番号カード関連事務費及び地方創生先行型上乗せ交付金は、それぞれ交付金の確定に伴うものです。地方創生加速化交付金は、事業の採択に伴うものでございます。

款15、項3、目1、総務費委託金は、県知事選挙の委託金の確定に伴うものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

16ページをお願いいたします。款2、項1、目6、企画費は、地方創生先行型上乗せ交付金の確定に伴う財源組み替えでございます。

目17、地方創生加速化交付金事業費1千600万円は、交付金事業の確定に伴うものですが、特産品の販路拡大や民間企業との連携による商品開発、大津まちおこし大学実践研究科の提案事業などの取り組みを実施するために実行委員会に補助するものです。

項3、目1、戸籍住民基本台帳費から18ページの項4、目4、県知事選挙費まではそれぞれ事業

費の確定に伴うものでございます。

款7、項1、目8、地方創生加速化交付金事業費は、インバウンド対策など、海外からの観光客誘致や都市圏における移住定住フェアなどを開催するための事業費を計上しております。

19ページの款13、予備費で財源の調整をしております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、承認第10号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成28年度大津町一般会計補正予算（第1号））についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4千536万6千円を追加し、予算の総額を132億940万9千円とするものです。

第2条で、債務負担行為の補正を「第2表債務負担行為補正」のとおりとし、第3条で、地方債の補正を「第3表地方債補正」のとおりといたしております。

今回の補正の主な内容は、熊本地震に伴い、応急対応したもので、急施を要したため、5月9日に専決処分した予算を報告し、承認を求めるものでございます。

8ページをお願いいたします。債務負担行為の追加でございますが、熊本地震で庁舎が使用できなくなったため、仮庁舎を借り上げるもので、期間は平成30年度まで、限度額は1億6千875万円としております。

9ページをお願いいたします。地方債の補正ですが、仮庁舎整備にかかるリース料を災害復旧事業債で借り入れするものです。

また、災害援護資金貸付金は、災害援護資金として貸し付けする分を県から借り入れてするものです。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

予算書の15ページをお願いいたします。補正の予算の概要は6ページからとなります。

款2、項1、総務管理費、目18、熊本地震関係費は、仮庁舎の賃借料及び庁舎機能移転に伴い町民交流施設などで事務を行うための電話の仮設工事費用でございます。

款3、項1、社会福祉費、目11、熊本地震関係費は、楽善ふれあいプラザの地震による破損部分の修繕料です。

16ページをお願いいたします。款3、項3、目1、災害救助費は、災害援護資金貸付金です。目2、熊本地震関係費は、災害で破損した学用品を給与するものでございます。

款8、項2、道路橋梁費、目5、熊本地震関係費は、被災した道路などを応急復旧するための費用で、大津町建設業組合に対する負担金でございます。

17ページをお願いいたします。款8、項3、都市計画費、目6、熊本地震関係費は、震災に伴う家屋の認定調査に必要な備品等の購入費用です。

款10、項4、目2及び項5、目9の熊本地震関係費は、被災した幼稚園や図書館などの施設の修繕料でございます。

18ページをお願いいたします。款11、項1、目1、農業用施設災害復旧費は、崩壊した上井手



4カ所の応急本工事や菊池台地用水パイプラインなどの普及工事費などがございます。

款11、項3、目1、学校教育施設災害復旧費は、被災した学校施設の災害復旧設計業務委託費で  
ございます。

19ページをお願いいたします。予備費で財源調整をしているところです。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。款15、項2、目8、災害復旧費県補助金は、農業用施設災害復  
旧費に対する補助金です。

款18、項2、目4、財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴う財源不足を補うため繰り入れるも  
のです。

款21の町債については、9ページの地方債補正で説明したとおりです。

以上、よろしく願い申し上げます。

続きまして、承認第11号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成28年度大津町一  
般会計補正予算（第2号））についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ2  
2億5千826万1千円を追加し、予算の総額を154億6千767万円とするものです。

第2条で、地方債の補正を「第2条地方債補正」のとおりといたしております。

補正の主な内容は、熊本地震に伴い、応急対応したもので、急施を要したため、5月20日に専決  
処分した予算を報告し、承認を求めるものです。

8ページをお願いいたします。地方債の補正ですが、道路等の公共土木施設の災害復旧事業に伴う  
ものです。

それでは、歳出のほうから主なものについてご説明をいたします。

予算書の15ページをお願いいたします。補正予算の概要は8ページからとなっております。

款1、項1、議会費、目2、熊本地震関係費は、仮議場のための備品購入費でございます。

16ページをお願いいたします。款3、項3、災害救助費、目1、災害救助費の節1、災害弔慰金  
支給審査委員会委員報酬は、災害関連死等の審査を行っていただくための委員報酬です。また、義援  
金配分委員会委員報酬は、町に寄せられました義援金の配分を決めていただくための委員の報酬でご  
ざいます。

17ページをお願いいたします。節20、扶助費の災害弔慰金は、熊本地震で亡くなられた方に対  
する災害弔慰金です。直接地震で亡くなられた方はいませんが、関連死の疑いのある方がおられるた  
め予算を計上しております。目2、熊本地震関係費の節3、職員手当等は、避難所運営や罹災証明調  
査や発行業務などに職員が対応した時間外勤務に対する手当ででございます。また、節8、報償費や  
節11、需用費の食糧費、節13、委託料の避難所管理委託などは、避難所に避難してこられた方に  
対する炊き出しや施設の管理運営費でございます。節13、委託料の住宅応急修理業務委託は、1件  
当たり57万6千円の住宅応急処理に対して900件分を見込んで計上しております。

18ページをお願いいたします。款4、項2、清掃費、目2、熊本地震関係費は、災害廃棄物の処

理費用3億9千960万円や300棟の家屋の解体費用4億9千937万5千円などを計上しております。また、仮置場にかかる費用として、警備業務委託や重機借上げなども併せて計上しております。

19ページをお願いいたします。款6、項2、林業費、目4、熊本地震関係費の節15、工事請負費は、作業道10カ所などの応急復旧工事費でございます。

20ページをお願いいたします。款10、項4、幼稚園費、目2、熊本地震関係費の節11、修繕料は、陣内幼稚園園舎などの修理費でございます。

21ページをお願いいたします。項5、社会教育費、目9、熊本地震関係費の節11、修繕料は町民テニスコートや武道館など社会体育施設の修繕料でございます。

22ページをお願いいたします。款11、項1、目1、農業用施設災害復旧費の節15、工事請負費は、30カ所の応急対応工事などを計上しております。目2の林業用施設災害復旧費の節13、測量設計委託は、被災した7つの林道の被災額7千万円の10%で計上しており、節15の工事請負費は、そのうちの鞍岳線など工事ができる5路線の復旧工事などを計上しております。

項2、目1、公共土木施設災害復旧費は、畑内牧線など41カ所の被災箇所における補助災害復旧工事3億7千810万円と、約100カ所の単独災害復旧工事3千万円を計上しております。

23ページをお願いいたします。目2、都市計画施設災害復旧費は、総合体育館の復旧工事設計業務委託費1千650万円をはじめ、公園関係の震災復旧工事設計業務委託を計上しております。

24ページをお願いいたします。款13、予備費で財源調整をしております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。款14、項1、目3、災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧費に対する3分の2の国の負担金です。

項2、目6、災害復旧費国庫補助金は、災害廃棄物処理費用に対する2分の1の国の補助金です。なお、残りの2分の1の町の負担のうち、8割は特別交付税で手当てしていただくことになっております。

款15、項1、目2、民生費負担金のうち、災害弔慰金等負担金は、国が2分の1、県が4分の1で負担するものでございます。県を通じて交付をされるものです。災害救助費繰替支弁費交付金は、住宅の応急修理費や避難所設置、炊き出し費用など、災害救助法に基づく支弁費です。職員の時間外手当のうち、避難所運営に関するものなども含まれております。

13ページをお願いいたします。項2、目8、災害復旧費県補助金については、農林業及び老人福祉センターの災害復旧費に対する補助金です。

款18、項2、目4、財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴い、不足する財源を基金から繰り入れるものでございます。

14ページをお願いいたします。款21、項1、目5、災害復旧債は、補助対象の道路等公共土木施設災害復旧費に対するものです。

以上よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、承認第12号、専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成28年度大津町

一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億9千78万1千円を追加し、予算の総額を160億5千845万1千円とするものです。第2条で、地方債の補正を「第2表地方債補正」のとおりといたしております。

補正の主な内容は、熊本地震に伴い、応急対応したもので、急施を要したため、7月1日に専決処分した予算を報告し、承認を求めるものです。

8ページをお願いいたします。地方債の補正でございますけれども、災害復旧事業債として、消防施設災害及び公立学校災害を追加し、変更は、三吉原北出口線などの舗装工事などに充てるものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。

予算書の15ページをお願いいたします。補正予算の概要は15ページからとなっております。

款2、項1、総務管理費、目18、熊本地震関係費の節15、工事請負費は、仮設庁舎施設に伴い、ひかり電話を導入し、経費削減を図るものでございます。項2、町税費、目3、熊本地震関係費は、災害に伴う町税等の減免のためのシステム改修や申請案内などに伴う通信運搬費などを計上しております。

16ページをお願いいたします。款3、項2、児童福祉費、目8、熊本地震関係費の節11、修繕料は、室小学校学童保育施設の内装の補修などでございます。節15の工事請負費は、子育て支援センターの内装の補修や建物周りの舗装など、地震に伴う復旧工事費でございます。

款8、項2、道路橋梁費、目5、熊本地震関係費は、57号の迂回路となり、舗装が傷んでいる三吉原北出口線などの舗装工事でございます。項3、都市計画費、目6、熊本地震関係費は、家屋2次認定調査のためのレーザー距離測定器15台の購入費などで、認定調査の効率向上を図るものでございます。

17ページをお願いいたします。款8、項4、住宅費、目4、熊本地震関係費の節11、光熱水費は、仮設住宅の集会所などの電気代でございます。

款9、項1、消防費、目8、熊本地震関係費の節9、費用弁償は、今回の地震で出勤していただきました消防団員延べ3千808名の出勤費でございます。節11、修繕料は、地震で被害を受けた消火栓等を修繕するものです。節15、工事請負費は、地震で被害を受けた防火水槽3カ所の復旧工事費です。防災行政無線等移設工事費は、仮設庁舎へ移設するための工事費用です。

18ページをお願いいたします。款10、項6、保健体育費、目5、熊本地震関係費の節11、修繕料は、地震で被災した総合体育館のトレーニングマシンの修繕などでございます。節18、備品購入費は、学校給食用ボイラー1台などの購入費でございます。

款11、項1、目1、農業用施設災害復旧費の節15、工事請負費は、上中地区の用水路崩壊に伴う仮復旧工事費でございます。

19ページをお願いいたします。項3、目1、学校教育施設災害復旧費の節11、修繕料は、大津北中学校の水道施設などの修繕料です。節15、工事請負費は、大津小学校や大津南小学校の体育館

などの災害復旧工事費でございます。項4、目1、民生施設災害復旧費は、老人福祉センターの屋根や建具等の復旧工事費でございます。

20ページをお願いいたします。款の13、予備費で財源を調整しております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。款14、項1、目4、教育費国庫負担金は、学校施設災害復旧費に対する国の負担金です。

款15、項2、目2、民生費県補助金は、仮設住宅の電気料に対する補助金です。目8、災害復旧費県補助金は、農業用施設及び老人福祉センターの災害復旧費に対する補助金です。

13ページをお願いいたします。款17、項1、目3、震災復興寄附金は、熊本地震に伴い、大津町に寄せられた寄附金でございます。

款18、項2、目4、財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴い、不足する財源を財政調整基金から繰り入れするものです。

款21、項1、町債については、それぞれの事業に充てるための借り入れを行うものです。

以上よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

11時20分から再開します。

午前11時13分 休憩

△

午前11時21分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） おはようございます。

承認第9号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成27年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））につきましてご説明申し上げます。

議案集の37ページをお願いいたします。今回の補正の主な内容は、国・県の交付金、療養給付費等交付金の確定に伴うもので、急施を要したため、3月31日に専決処分した予算を報告し、議会の承認を願うものであります。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9千607万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億3千990万5千円としたものでございます。

歳入からご説明申し上げます。

9ページをお願いします。款3、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、療養給付費等負担金、節1、現年度分は、被保険者の療養給付金等が確定したことに伴い、国の負担すべき額が増額になったものでございます。

項2、国庫補助金、目1、財政調整交付金、節1、普通調整交付金につきましては、市町村間の国

保の財政力の不均等を調整するために交付されるものですが、交付金の算定に使用する国の本算定基礎係数が確定したことにより増額補正をしたものであります。節2、特別調整交付金は、画一的な測定方法では措置できない結核や精神疾患などを考慮して交付されるものですが、これも額の確定により増額補正をしたものであります。

款4、県支出金、項2、県補助金、目1、財政調整交付金、節1、普通調整交付金は、県からの普通調整交付金の額が確定したことによる減額補正です。節2、特別調整交付金は、保険事業に要した経費や収納率の向上等の取り組みに応じて交付されるものですが、これも額が確定したことにより、増額補正をしたものです。

10ページをお願いいたします。款5、療養給付費等交付金、項1、療養給付費等交付金、目1、療養給付費等交付金、節1、現年度分は、社会保険診療報酬支払基金から、退職者医療にかかる交付額の確定に伴い、増額補正したものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。款2、保険給付費、項1、療養諸費、目1、一般被保険者療養給付費から、13ページをお願いいたします。款7、共同事業拠出金、項1、共同事業拠出金、目3、保険財政共同安定化事業拠出金までは、先ほど歳入でご説明申し上げました、国、県等の交付金等の額の確定に伴い、財源の組み替えを行ったものでございます。

款12、項1、目1、予備費で財源調整をしております。

以上よろしくをお願いいたします。

続きまして、承認第13号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成28年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））につきましてご説明申し上げます。

議案集の41ページをお願いします。今回の補正の主な内容は、平成28年熊本地震による被災者に対する健康保険料等減免事務に伴う補正が主なもので、急施を要したため、7月1日に専決処分をした予算を報告し、議会の承認を願うものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ57万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1千301万9千円としたものでございます。

歳入からご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。款3、国庫支出金、項2、国庫補助金、目2、システム開発費等補助金、節1、制度関係業務準備事業費補助金は、国民健康保険法等の一部改正に伴い、平成30年度に予定されている国民健康保険事業の県単位化に向け、国が進めている国保保険者標準システムを町の総合行政システムで連携して、利用するために必要な経費について、全額を国補助で受けるものでございます。

款4、県支出金、項2、県補助金、目1、財政調整交付金、節2、特別調整交付金は、国保連合会で実施する医療費適正化対策事業の町負担分の経費について、全額を特別調整交付金で受けるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

10ページをお願いします。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、節13、委託料は、先ほど歳入で説明いたしました国保の県単位化を見据えて、国保保険者標準システムを町の総合行政システムで連携するための委託料でございます。目2、連合会負担金は、国保連合会で実施する医療費適正化対策事業の天津町負担分でございます。目3、熊本地震関係費、節7、賃金から節13、委託料は、熊本地震に伴います国民健康保険税、一部負担金の免除に関する事務費で、減免に関わる申請の案内、決定通知・納付書印刷・発送、一部負担金減免通知等に必要な経費や総合行政システムの国保税システムの改修委託料などが主なものでございます。

款12、項1、目1、予備費で財源調整をいたしております。

以上よろしく願いいたします。

続きまして、承認第15号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成28年度天津町介護保険特別会計補正予算（第1号））につきましてご説明申し上げます。

議案集の42ページをお願いいたします。今回の補正の主な内容は、平成28年熊本地震による被災者に対する介護保険料等減免事務に伴うもので、急施を要したため、7月1日に専決処分した予算を報告し、議会の承認を願うものであります。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5千953万1千円としたものでございます。

歳入についての補正はございません。

8ページの歳出をお願いいたします。

款1、総務費、項1、総務管理費、目2、熊本地震関係費、節11、需用費並びに節12、役務費は、熊本地震に伴います介護保険料、一部負担金の免除に関する事務費で、減免に関する申請案内、決定通知・返信用封筒印刷に必要な経費などが主なものでございます。

款6、項1、目1、予備費で財源調整をいたしております。

以上よろしく願いいたします。

続きまして、承認第17号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成28年度天津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））につきましてご説明申し上げます。

議案集の44ページをお願いいたします。今回の補正の主な内容は、平成28年熊本地震による被災者に対する保険料等減免事務に伴うもので、急施を要したため、7月1日に専決処分した予算を報告し、議会の承認を願うものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7千987万9千円としたものでございます。

歳入についての補正はございません。

7ページの歳出をお願いいたします。款1、総務費、項1、総務管理費、目2、熊本地震関係費、

節7賃金から節12役務費は、熊本地震に伴います後期高齢者医療保険料一部負担金の免除に関する事務費で、減免に関わる申請受付事務、決定通知、還付済通知・返信用封筒印刷に必要な経費が主なものでございます。

款5、項1.目1、予備費で財源調整をしております。

以上よろしくお願いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 皆さんおはようございます。

承認第14号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成28年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号））についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願い申し上げます。補正予算の概要については別紙のとおりでございます。

今回の補正の主なものは、熊本地震に伴う災害復旧費によるものでございます。急施を要しましたので、5月20日に専決処分し、議会の承認を求めるものでございます。

予算書の1ページ、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千625万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4千702万2千円とするものでございます。第2条で、地方債の補正を記載のとおりとします。

4ページをお願いいたします。地方債補正でございます。追加で4、地方公営企業債、地方公営企業災害復旧事業債として記載のとおりを補正するものでございます。

歳出から説明申し上げます。

9ページをお開きください。款1、項1、目5、熊本地震関係費として、節13、委託料として処理場の災害復旧関係、処理場の最初沈殿池及び最終沈殿池の汚泥掻き寄せ器の破損復旧を日本下水道事業団へ委託するものでございます。1千433万3千円を計上いたしました。15、工事請負費で、震災による管路舗装の陥没等の復旧費として200万円を追加するものでございます。

続きまして、款3、項1、目1、予備費を事業調整費として7万8千円を減額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。款3、項1.目2、公共下水道災害復旧国庫補助金につきましては、事業費の3分の2の補助率で955万5千円、款7、項1、目3、地方公営企業等災害復旧事業債として670万円を追加して事業に充当するものでございます。

続きまして、承認第16号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成28年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号））について説明いたします。

別冊の補正予算書をお開きください。補正の概要は別紙のとおりでございます。

今回の補正につきましては、熊本震災関係が主なものでございます。急施を要しましたので、5月20日に専決処分をし、議会の承認を求めるものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

れ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千190万1千円とするもの  
でございます。第2条で地方債の補正を記載のとおりといたします。

4ページをお開きください。第2表地方債補正、4、地方公営企業災害復旧事業債として記載のと  
おり追加するものでございます。

予算書の9ページをお願いいたします。歳出からご説明申し上げます。

款1、項1、目5、熊本震災関係費の節15、工事請負費で、震災による管路舗装の陥没等による  
災害復旧費として200万円を計上いたしました。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

予算書の8ページをお願いいたします。款9、項1、目2、地方公営企業等災害復旧事業債として  
充当率100%で事業費に充当するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

**○議 長（大塚龍一郎君）** これで提案理由の説明終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（大塚龍一郎君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（大塚龍一郎君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、承認第8号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成27年度大津町一般会計補  
正予算（第7号））を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛  
成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

**○議 長（大塚龍一郎君）** 起立全員です。したがって、承認第8号は、承認することに決定いたしま  
した。

次に、承認第9号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成27年度大津町国民健康保  
険特別会計補正予算（第4号））を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認する  
ことに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

**○議 長（大塚龍一郎君）** 起立全員です。したがって、承認第9号は、承認することに決定しました。

次に、承認第10号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成28年度大津町一般会計  
補正予算（第1号））を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成  
の方はご起立願います。

〔起立全員〕

**○議 長（大塚龍一郎君）** 起立全員です。したがって、承認第10号は、承認することに決定しまし



た。

次に、承認第11号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成28年度大津町一般会計補正予算（第2号））を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、承認第11号は、承認することに決定しました。

次に、承認第12号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成28年度大津町一般会計補正予算（第3号））を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、承認第12号は、承認することに決定しました。

次に、承認第13号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成28年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、承認第13号は、承認することに決定しました。

次に、承認第14号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成28年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号））を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、承認第14号は、承認することに決定しました。

次に、承認第15号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成28年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号））を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、承認第15号は、承認することに決定しました。

次に、承認第16号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成28年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号））を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、承認第16号は、承認することに決定しました。

次に、承認第17号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成28年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、承認第17号は、承認することに決定しました。

日程第21 議案第36号から日程第23 議案第38号まで一括上程・提案理由の説明・  
質疑・討論・表決

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第21、議案第36号、平成28年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてから日程第23、議案第38号、平成28年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでの3件を一括して議題とします。

お諮りします。

議案第36号から議案第38号までの3件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号から議案第38号までの3件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 提案いたしました承認案件につきましては、ご承認いただきまして誠にありがとうございました。

まず、議案第36号、平成28年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は、4月の職員の人事異動及び保育所増園に伴う補助金が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5千981万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を162億1千826万7千円としたものでございます。

次に、議案第37号、平成28年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、4月の職員の人事異動に伴う補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ804万7千円を減額し、歳入歳出予算額の総額を12億3千897万5千円としたものでございます。

次に、議案第38号、平成28年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、4月の職員の人事異動に伴う補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出

それぞれ585万円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億5千368万1千円としたものでございます。

議案第36号から議案第38号までの3議案につきましては、補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

以上、提案の理由を説明申し上げましたが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます、なお、所管部長より詳細を説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 議案第36号、平成28年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5千981万6千円を追加し、予算の総額を162億1千826万7千円とするものです。

補正の内容は、4月の人事異動に伴う人件費の補正及び新たな保育園に対する補助金でございます。それでは、歳入からご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。補正予算の概要は21ページからとなっております。

款の14、項2、目1、民生費国庫補助金1億5千981万6千円は、今回新たに保育所を整備するための国庫補助金です。事業費の3分の2の補助率となっております。

続いて、歳出についてご説明いたします。

予算書の18ページをお願いいたします。款3、項2、目1、児童福祉総務費の節19、負担金、補助及び交付金1億8千61万6千円は、新たに定員120名の保育所を整備される、社会福祉法光進会への補助金です。総事業費2億4千960万円に対し、国の補助金1億5千981万6千円に、町の補助金として事業費の12分の1である2千80万円を加えたものです。1月末には完成し、4月から開園できる予定となっております。

28ページをお願いいたします。款13、予備費で財源の調整を行わせていただいております。

人件費につきましては、予算書の29ページの給与費の明細のとおりでございます。

以上よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 議案第37号、平成28年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書をお開きください。補正予算の概要につきましては別添のとおりとなるところでございます。

今回の補正は、平成28年度4月1日付けの人事異動によるものが主なものでございます。

予算書の1ページをお開きください。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ804万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3千897万5千円とするものでございます。

歳入のほうからご説明申し上げます。

7ページをお開きください。款4、項1、目1、一般会計繰入金を人件費相当分804万7千円を減額するものでございます。

続きまして、歳出を説明いたします。

8ページをお開きください。平成28年4月1日における人事異動に伴う人件費の減額でございます。款1、事業費、項1、公共下水道費、目1、総務管理費のうち、節2給料、節3の職員手当等の減額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 議案第38号、平成28年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容は、職員の人事異動に伴い、人件費を補正したものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ585万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5千368万1千円としたものでございます。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。款3、地域支援事業費、項3、包括的支援事業費・任意事業費、目1、包括的支援事業費、節2、給料、節3、職員手当等は、それぞれ職員の異動に伴う減額の補正でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。款6、繰入金、項1、一般会計繰入金、目4、その他一般会計繰入金、節1、職員給与費等繰入金は、先ほどご説明いたしました、職員の異動に伴う人件費の減額分を一般会計繰入金から減額するものです。

以上よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） これで提案理由の説明終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 議案第38号の介護保険のところでお尋ねします。

10ページですね、職員数が補正前、補正後で5から4に減りまして、介護保険というのは、業務が増えているであろう中で、常勤の職員を1減して大丈夫なんですかということ伺います。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 今おっしゃられましたように、職員が5名から4名ということで1名減になっております。ただ新たな事業といたしまして、生活支援体制整備事業というのを本年度から行っておりまして、社協のほうからですね、2名の職員さんが今包括のほうの事務所のほうに常駐しておりまして、1人はですね、主任ケアマネージャー、もう1人は生活支援コーディネーターということで、介護の給付以外の民間サービスの掘り起こし等についてもですね、担っていただいております。

す。この2名が総合的にですね、入っていただいておりますので、その分で体制的にはですね、賄えるということで考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） もう少し確認ですが、その2人の分の人件費相当の分は一般会計のほうから出ているということでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 社協から派遣されている方の人件費がどこから出ているかということですね、これにつきましては、社協さんのほうに今人件費関係も含めて補助金を出しております。その中から含めて町のほうに来ていただいているということでございますので、基本的には、社協さんの補助金の中に含まれているというふうに考えていただければと思います。一般会計のほうですね。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第36号、平成28年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第36号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号、平成28年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第37号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号、平成28年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第38号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 4 同意第 3 号 大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて  
上程・提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第 2 4、同意第 3 号、大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

同意第 3 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 6 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明の前に、上田ゆかりさんの退場を求めます。

（上田ゆかりさん退場）

○議 長（大塚龍一郎君） 提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 提案いたしました議案につきまして、ご議決いただきまして誠にありがとうございました。

次に、人事案件につきまして、大津町の固定資産評価員の選任につきまして同意を求めることについてでございますが、現評価員の中村克則様より辞任の申し出がございましたので、新たに菊池郡大津町大字大林 7 0 5 番地 3、上田ゆかり様を固定資産評価員として選任いたしたいと思うものでございます。

上田ゆかり様は、大津町役場の税務課長として固定資産の評価に関する知識及び経験を持たれ、固定資産評価員として適任として存じます。選任につきましては、地方税法第 4 0 4 条の第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上提案理由の説明を申し上げましたが、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） これで提案理由の説明終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

同意第 3 号、大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採

決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、同意第3号は、同意することに決定いたしました。

上田ゆかりさんの入場を求めます。

（上田ゆかりさん入場）

#### 日程第25 発議第2号から日程第27 発議第4号まで一括上程・趣旨説明・質疑・討論・表決

○議長（大塚龍一郎君） 日程第25、発議第2号、「被災者生活再建支援法の改正を求める意見書」の提出についてから日程第27、発議第4号、「行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書」の提出についてまでの3件を一括して議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第2号から発議第4号につきまして、提出者津田桂伸君。

○14番（津田桂伸君） 発議第2号から発議第4号までの趣旨説明を行います。

発議第2号、「被災者生活再建支援法の改正を求める意見書」について、発議第3号、「平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書」について、発議第4号、「行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書」の提出について3件を一括して趣旨説明を行います。

今回、熊本県議会議長から今後県内の自治体が財政面で安心感を持って復旧・復興に取り組んでいくためには、国による財政支援の明確な担保と長期的な支援が必要であり、チーム熊本として一丸となって特別な財政措置を国へ要望していきたいと考えられ、熊本県町村議会議長会を通じ、県内の各町村議会に意見書の提出の協力依頼があったものです。熊本県議会の6月定例会では、今回の地震災害から復旧・復興には莫大な経費が必要であり、自主財源が乏しい熊本県は、危険な財政状況に陥ることが懸念されることから、今回、提出の意見書と同様の意見書が可決されております。3件の意見書の内容については、議席に配付しておりますので、議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で提出者の趣旨説明終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、発議第2号、「被災者生活再建支援法の改正を求める意見書」の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号、「平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書」の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号、「行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書」の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第28 発議第5号 「県道339号北外輪山大津線（通称ミルクロード）の拡幅と集落付近に歩道の整備を求める意見書」の提出について  
上程・趣旨説明・質疑・討論・表決

○議長（大塚龍一郎君） 日程第28、発議第5号、「県道339号北外輪山大津線（通称ミルクロード）の拡幅と集落付近に歩道の整備を求める意見書」の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第5号につきまして、提出者荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 発議第5号につきまして、案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

県道339号北外輪山大津線（通称ミルクロード）の拡幅と集落付近に歩道の整備を求める意見書（案）。

4月の熊本地震によって、熊本、大分間の大動脈である国道57号が斜面崩壊によって通行止めが続いており、現路線での復旧の見通しは立っていません。国道57号の迂回路として、熊本県道339号北外輪山大津線（通称ミルクロード）が事実上の国道の役割を果たしているところです。

国土交通省の計画では、ミルクロードにそって、新しく国道57号を整備されるとのことですが。

安全な国道整備は、誰も望むところですが、新国道57号完成まで2年から3年はかかると言われていています。つまり、その間は、ミルクロードが国道並みの交通量が続くことになります。

交通量の増加に見合うミルクロードの整備、拡幅が必要ですが、とりわけ大津町内に集落がある新小屋、高尾野地域では、歩行者や自転車、バイクなどの通行は非常に危険な状況であり、実際、児童



や高齢者の方が交通事故に巻き込まれそうになっています。

ミルクロードの道路管理者であります熊本県において、道路拡幅、側溝整備と併せまして、集落地域に歩道を整備されますよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、熊本県知事蒲島郁夫様であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 以上で提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第5号、「県道339号北外輪山大津線（通称ミルクロード）の拡幅と集落付近に歩道の整備を求める意見書」の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

## 日程第29 人権擁護委員の答申について

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第29、人権擁護委員の答申についてを議題といたします。

町長から議席に配付のとおり、人権擁護委員の推薦についての意見を求める件が提出されております。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。

本件は議席に配付しました答申（案）のとおり、答申したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、本件は議席に配付しました答申（案）のとおり答申することに決定いたしました。

#### 日程第 3 0 平成 2 8 年度議員派遣について

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第 3 0、平成 2 8 年度議員派遣についてを議題とします。  
お諮りします。

議員派遣の件につきましては、議席に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、平成 2 8 年度議員派遣については、議席に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

#### 日程第 3 1 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第 3 1、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。  
各委員長から議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。  
お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。以上で会議を閉じます。

平成 2 8 年第 2 回大津町議会定例会を閉会いたします。

午後 0 時 1 0 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年8月2日

大津町議会議員 大塚 龍一郎

大津町議会議員 源川 貞夫

大津町議会議員 坂本 典光